

帯広市 中小企業振興融資制度の手引き

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課

令和 7 年 4 月 1 日現在

この手引きをご覧いただく際は、帯広市中小企業振興融資パンフレットも併せてご参照ください。
融資パンフレット、各種様式は帯広市ホームページ(ホームページ番号 1005534)に掲載しています。

目次

第1章 帯広市中小企業振興融資制度

I. 帯広市中小企業振興融資制度とは	1
II. 帯広市中企業振興融資の流れ.....	1
III. 取扱金融機関	1

第2章 帯広市中小企業振興融資の対象

I. 主な利用要件	2
1. 所在地・事業継続状況・規模・企業	2
II. 業種.....	4
1. 業種の考え方	4
2. 対象業種.....	4
3. 兼業の場合	4
4. 許可、認可、届出等が必要な業種.....	4
III. その他	5
1. 反社会的勢力について.....	5
2. 会社員で事業を行っている場合	5
IV. 融資の利用条件	6
1. 融資限度額・総融資額の限度額	6
2. 資金使途.....	6
3. 融資利率.....	7
4. 融資期間.....	7
5. 返済方法.....	7
6. 保証人	7
7. 同資金内の運転・設備の併用	8
8. 複数資金の併用.....	8
9. 北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した借換.....	8

第3章 資金別の解説

I. 小企業資金.....	9
1. 小企業資金小企業（運転・設備）	9
2. 小企業資金小口（運転・設備）	11
II. 設備資金	13

1. 設備資金〈通常設備〉	13
2. 設備資金〈新事業進出〉	14
3. 設備資金〈ユニバーサルデザイン〉	15
4. 設備資金〈組織強化〉	16
5. 設備資金〈パワーアップ〉	17
6. 設備資金〈工業団地取得〉	19
III. 運転資金	21
1. 運転資金〈通常運転〉	21
2. 運転資金〈新事業進出〉	23
3. 運転資金〈組織強化〉	24
IV. ニューフロンティア資金〈運転・設備〉	25
V. セーフティネット資金〈運転〉	27
VI. 新規開業支援資金〈運転・設備〉	30

第4章 信用保証料補給

I. 信用保証料補給とは	32
II. 申請手続き	32
1. 必要書類	32
2. 申請書類記入時の注意事項	33
3. その他	33

第5章 あっせん申込から実行まで

I. あっせん申込の手続き	34
1. あっせん書交付	34
2. あっせん申込書記入時の注意事項	34
II. あっせん書交付から融資実行まで	35
1. あっせん申込内容に変更が生じた場合	35
2. 不実行となる場合	35

第6章 融資実行から完済まで

I. 融資実行後の手続き	36
1. 実行報告書の提出	36
2. 実行報告書記入時の注意事項	36
II. 融資条件変更の手続き	37
1. 融資条件変更承諾書の交付	37
2. 融資条件変更の提出書類	37

3. 融資条件変更申請書兼承諾書記入時の注意事項	37
4. 融資条件変更報告書の提出.....	37
5. 融資条件変更報告書記入時の注意事項	38
III. 繰上完済後の手続き	38
1. 繰上完済報告書の提出.....	38
2. 繰上完済報告書記入時の注意事項.....	38
IV. 代位弁済後の手続き	39
V. その他報告書の提出	39
1. 融資利用状況報告書（様式第6号）	39
2. 融資残高報告書（様式第7号）	39

第7章 その他の留意事項

I. 融資の取り消し	40
II. 設備に係る留意事項	40
1. 不動産の購入	40
2. 車両の購入	40
3. 見積書・請求書・注文書	41

第8章 セーフティネット保証制度

I. セーフティネット保証制度	42
1. 経営安定関連保証	42
2. 危機関連保証制度	43

第9章 各様式記入にあたっての注意事項

I. 帯広市中小企業振興融資あっせん申込書.....	44
II. 誓約書兼同意書・名簿（役員等一覧表）.....	45
III. 帯広市中小企業振興融資 実行報告書	47
IV. 帯広市中小企業振興融資 繰上完済報告書	48
V. 保証料補給金交付申請書	49
VI. 税情報確認承諾書	50
VII. 委任状	51
VIII. 請求書	52
IX. 帯広市中小企業振興融資 融資条件変更申請書兼承諾書	53
X. 帯広市中小企業振興融資 融資条件変更報告書.....	54

第1章 帯広市中小企業振興融資制度

I. 帯広市中小企業振興融資制度とは

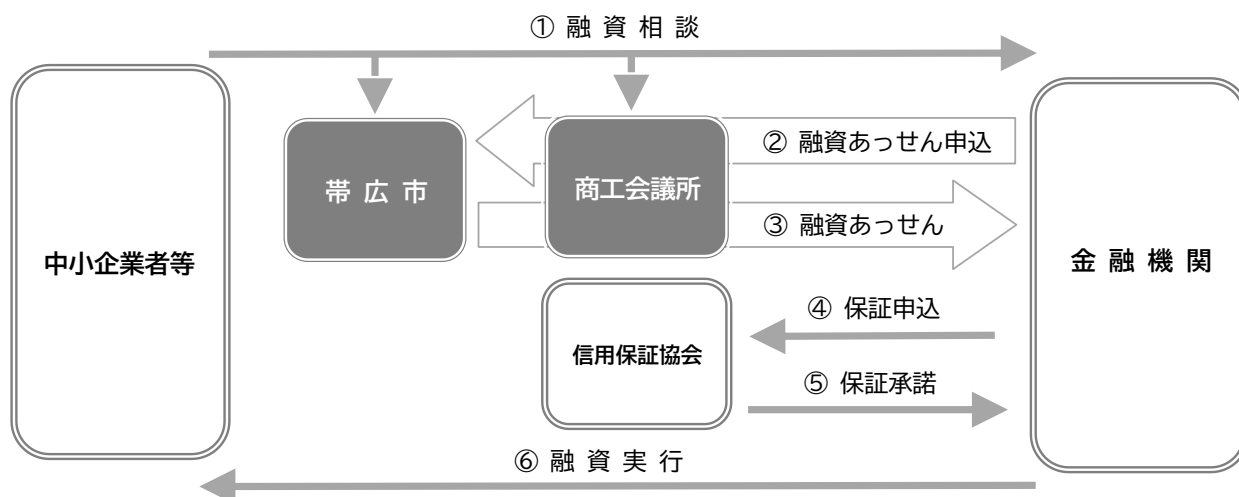
この制度は帯広市が取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

市は取扱金融機関に資金を預託し、これに金融機関独自の資金を加えることによって、中小企業者等の方々に対する融資の原資を確保します。

金融機関は、申込の都度審査を行い、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、市の定める融資条件により貸付を行います。

II. 帯広市中企業振興融資の流れ

<一般的な融資までの流れ>



※金融機関が行う融資あっせんの申込は、市又は商工会議所で受付しています。

なお、商工会議所で申込みした場合でも、あっせん書の交付は市窓口となります。

III. 取扱金融機関

下記金融機関のうち、市内に所在する本店または支店にて取扱可能です。

- ・北洋銀行
- ・北海道銀行
- ・北陸銀行
- ・帯広信用金庫
- ・北見信用金庫
- ・網走信用金庫
- ・釧路信用金庫
- ・十勝信用組合
- ・商工組合中央金

第2章 帯広市中小企業振興融資の対象

I. 主な利用要件

1. 所在地・事業継続状況・規模・企業

(1) 所在地

① 個人の場合

市内に主たる事業所があること。

加えて、小企業資金、設備資金及び運転資金のうち新事業進出にかかる融資資金、ニューフロンティア資金、セーフティネット資金、新規開業支援資金を利用する場合は、市内に住民票の住所があること。

主たる事業所は、確定申告に記載される事業所所在地または、事業に係る許認可証等の住所が市内であることを指します。ただし、事業活動を行う場が市内と市外に複数ある場合は、自治体ごとの従業員数を比較し、市内の従業員数が最も多いことを要件とします。

② 法人の場合

市内に主たる事業所があること。

主たる事業所は、帯広市への納税を行っている本社があること、または、生産・製造・販売などの事業活動を行う拠点があることを指します。ただし、事業活動を行う拠点が市内と市外に複数ある場合は、自治体ごとの従業員数を比較し、市内の従業員数が最も多いことを要件とします。

※上記①・②を満たさない場合

市内に従業員が常駐する事業所または市内に店舗を新設する場合、設備資金のうち通常設備、ユニバーサルデザイン、組織強化、パワーアップ、工業団地取得は利用できます。

(2) 事業継続状況

同一事業を1年以上営んでいること。(新規開業支援資金、ニューフロンティア資金、設備資金(新事業進出)、運転資金(新事業進出)を除く。)

《確認方法》

① 個人の場合

・確定申告書

※個人事業主が事業承継後1年以内に融資を申込みする場合、開業届出書など、事業承継したことが確認できる書類が必要です。事業承継前の個人事業主の開業日から事業継続年数を判断します。

ただし、事業や債務等を全て引き継ぐ場合に限りません。

② 法人の場合

・履歴事項全部証明書の設立年月日

※法人成りの場合(個人事業主が株式会社、合同会社などを設立し、法人化すること)、個人事業主としての開業日から事業継続年数を判断します。法人の決算期が2期に満たないことから、個人事業主時の確定申告書を不足期分添付してください。(個人成りの場合も同様の考え方)

(3) 規模・企業

① 中小企業者

融資対象となる中小企業者は「表1」のとおりです。

【表1】

中小企業信用保険法	業 種	いずれかに該当するものが対象	
		資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
第2条第1項第1号	小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	その他の業種	3億円以下	300人以下
第2条第1項第2号	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
第2条第1項第5号	医業を主たる事業とする法人※1	-	300人以下
第2条第1項第6号	特定事業を行う特定非営利活動法人	小売業	50人以下
		卸売業又はサービス業	100人以下
		上記業種以外	300人以下

※1 医業を主たる事業とする法人の取扱いについては、4 ページに記載しています。

② 小規模企業者

中小企業者のうち、小規模企業者は小企業資金小企業、小企業資金小口の融資対象となります。

小規模企業者とは「表2」のとおりです。

【表2】

中小企業信用保険法	小規模企業者の種類
第2条第3項第1号	常時使用する従業員が20人（商業※2・サービス業は5人）以下の会社※3・個人
第2条第3項第2号	常時使用する従業員がその業種ごとに政令で定める数以下の会社・個人（20人以下の宿泊業・娯楽業）
第2条第3項第3号	事業協同小組合
第2条第3項第4号	事業に従事する組合員が20人以下の企業組合
第2条第3項第5号	常時使用する従業員が20人以下の協業組合
第2条第3項第6号	常時使用する従業員が20人以下の医業を主たる事業とする法人※1
第2条第3項第7号	常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の特定非営利活動法人

※1 医業を主たる事業とする法人の取扱いについては、4 ページに記載しています。

※2 商業…小売業・卸売業

※3 会社…株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社

③ 中小企業団体

融資対象となる中小企業団体は「表3」のとおりです。

【表3】

中小企業信用保険法	組合の種類
第2条第1項第3号	事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・農業協同組合・農業協同組合連合会・水産業協同組合・森林組合・生産森林組合・森林組合連合会・消費生活協同組合・消費生活協同組合連合会
第2条第1項第4号	協業組合
第2条第1項第7号	商工組合・商工組合連合会
第2条第1項第8号	商店街振興組合・商店街振興組合連合会
第2条第1項第9号	生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合・生活衛生同業組合連合会
第2条第1項第10号	酒造組合・酒造組合連合会・酒造組合中央会・酒販組合・酒販組合連合会・酒販組合中央会
第2条第1項第11号	内航海運組合・内航海運組合連合会

※ 融資対象となる要件はそれぞれ異なります。

◆ 医業を主たる事業とする法人・個人の取扱いについて

医業を主たる事業とする法人・個人はそれぞれ中小企業者の定義が異なります。

下表のように分類され、個人事業主が医業を営んでいる場合、サービス業に分類されるため、常時使用する従業員が5人以下の場合に小規模企業者と判断されます。

医業	従業員（人）	
	中小企業者	小規模企業者
法人	300	20
個人	100	5

Ⅱ. 業種

1. 業種の考え方

業種の考え方は、「日本標準産業分類」に準拠します。

2. 対象業種

北海道信用保証協会の保証対象業種を営んでいることが要件となります。

3. 兼業の場合

保証対象業種と保証対象外業種を兼業している場合、資金使途に関して対象業種に使用することが特定できる場合に限り対象となります。主業は、売上が最も多い業種とします。

4. 許可、認可、届出等が必要な業種

許可、認可、届出等が必要な業種を営む事業者は、当該事業に係る許認可等を受けていることを確認します。

Ⅲ. その他

1. 反社会的勢力について

反社会的勢力は融資対象とはなりません。

暴力団員又は暴力団員と関係を有する者でないことを「誓約書兼同意書及び名簿（様式第1号の2）」で確認します。

2. 会社員で事業を行っている場合

現在会社員の方は、個人事業主として1回以上確定申告し、確定申告書における事業収入が給与を上回っている場合、融資を申込みできます。

別の企業から委託を受けて事業を営んでいる、または企業に帰属し事業を営んでいる個人事業主である場合、①自ら事業計画を有し、②事業収入を取引先から直接得て、③（販売者等の場合）自らの仕入先から仕入を行っている方に限り申込みできます。

IV. 融資の利用条件

1. 融資限度額・総融資額の限度額

融資限度額については、各資金制度ごとに規定しています。「第3章 資金別の解説」をご覧ください。
申込可能な融資額は、各融資限度額からそれぞれの既存借入残額を差引いた額となります。
各資金の総融資額の限度額は下表のとおりです。限度額を超過して申込みすることはできません。

小企業資金 設備資金（工業団地取得及びパワーアップを除く） 運転資金 セーフティネット資金 新規開業支援資金	6千万円	1億6千万円
設備資金（工業団地取得）		
設備資金（パワーアップ）		1億円
ニューフロンティア資金		1億3千万円

2. 資金使途

（1）運転資金

決済資金、仕入資金、人件費支払資金等の事業経営に必要な運転資金が対象です。

運転資金のうち、以下の用途に係る資金は対象外です。

- ① 生活資金などの消費資金
- ② 金融機関の借入返済資金（借換を伴う場合を除く）

《留意事項》

*不動産を購入する場合、売買用不動産（貸借対照表上「商品」となるもの）は、運転資金として取扱います。

*本融資制度は、中小企業者等を対象としていますが、事業承継により後継者等個人が法人の株式買取資金を借り入れる場合、例外的に運転資金〈通常運転〉のみ利用できます。

株式を売買する法人の主たる事業所が市内にあることが要件で、借入者の居住地は問いません。

株式売買に伴う付帯費用（事務手数料・契約書印紙代等）も融資対象となります。

（2）設備資金

設備の新增設、改築、機械等の購入等のための設備資金が対象です。

設備資金のうち、以下の事項に係る資金は対象外です。

- ① 融資実行前に支払済みのもの。（一部支払い済の場合、未払い分のみ対象）
- ② 支払が分割払いのもの。
- ③ 設備の設置場所等が市外のもの。
- ④ 市外への出店・土地購入・機械等設置を目的とするもの。（ニューフロンティア資金を利用し、市外に営業拠点を設置する等、販路拡大に資する事業内容の場合、この限りではありません。）

《留意事項》

＊不動産を購入する場合、自己所有目的（賃貸目的を含む）の不動産は、設備資金として取扱います。

＊帯広市外の事業者が帯広市内の不動産を購入する場合の利用可否は次のとおりです。

- ① 市外の事業者が賃貸物件を市内で購入する場合
⇒「主たる事業所」の要件に該当しないため、利用できません。
- ② 市外の事業者が物件を市内で購入し、事務所や店舗として利用する場合
⇒保証料補給対象外資金は利用できます。
- ③ 市外の事業者がビルを市内で購入し、その一室に事務所を移転する場合
⇒保証料補給対象外資金は利用でき、全体購入金額「事務所部分の床面積／全体の延床面積」を乗じた金額の範囲内で保証料補給対象外資金を利用できます。

3. 融資利率

融資利率については、各資金制度ごとに規定しています。

融資貸付利率の定例改定日は4月1日及び10月1日です。ただし、適用している指標金利と毎月発表される指標金利との差が0.5%を超えた場合、その都度改定を行います。

4. 融資期間

融資期間については、各資金制度ごとに規定しています。「第3章 資金別の解説」をご覧ください。

また、融資期間内で据置期間を設けることができます。（小企業資金小企業・小企業資金小口を除く）

5. 返済方法

返済方法は原則、貸付期間が1年を超える長期資金かつ元金均等返済のみ（元利均等返済は不可）取扱いが可能です。ただし、運転資金〈通常運転〉及び小企業資金小口に限り、短期一括返済の選択が可能です。

短期一括返済とは、貸付期間が1年以内であり（1年後の応答日を含む）、返済日に一括で元金を支払うものです。

最終返済日が休祝日で翌営業日の返済となり、貸付期間が1年を超える場合は長期資金となります。

6. 保証人

保証人の有無は金融機関と北海道信用保証協会の審査によります。

なお、信用保証付き融資を受ける場合、一定要件のもとで経営者保証を不要とすることができる制度もありますので、金融機関にご相談ください。

7. 同資金内の運転・設備の併用

小企業資金・ニューフロンティア資金・新規開業支援資金については、資金内で運転と設備を併用することができます。

あっせん申込書の資金使途欄に「運転部分の実行額」「設備部分の実行額」を記入してください。

「設備部分の実行額」はあっせん申込時の添付資料（見積書・請求書・契約書・注文書等）と同額となり、残りの金額が運転部分の実行額になります。ただし、貸付期間や返済回数については融資条件どおりに利用できない場合があります。

8. 複数資金の併用

あっせん及び融資実行の手続きを分けることで、同じ資金使途で複数の資金を利用することができます。

例えば、1,500 万円の設備を購入する場合、小企業資金小企業（融資限度額 1,000 万円）で 1,000 万円、設備資金〈通常設備〉（融資限度額 3,000 万円）で残り 500 万円を利用することで、2本の融資を同日付であっせん及び実行することができます。

運設併用資金の融資利用枠は、運転部分の残高と設備部分の残高を実行額の割合と資金全体の約定弁済額から計算し算出します。

9. 北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した借換

小企業資金小企業、小企業資金小口及び運転資金〈通常運転〉については、同資金使途間のみ借換できます。

セーフティネット資金に限り、資金の使途、種類に関わらず借換できます。（帯広市の資金だけでなく、北海道の資金や金融機関の一般貸付金も保証付であれば帯広市のセーフティネット資金へ借換できます。）

借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。

また、返済方法が短期一括返済の場合、借換の取扱いをしておりません。最終返済日と融資実行日が同日となることは制度融資上、借換扱いとなり認められませんので、それぞれ別日としてください。

第3章 資金別の解説

◆各資金の融資利率については、融資パンフレットをご参照ください。 QRコード⇒



I. 小企業資金

1. 小企業資金小企業（運転・設備）

（1）対象者

北海道信用保証協会の信用保証を受ける小規模企業者

（2）融資条件

資 金 使 途	設備資金：店舗等新增設・改築、機械・車両購入など 運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など 運転資金、設備資金は併用することができます。 併用の条件は「第2章 IV. 融資の利用条件」（8 ページ）に記載しています。
融 資 限 度 額	設備資金、運転資金それぞれ 1,000 万円 （小企業資金小企業と小企業資金小口の融資限度額は同一管理）
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	設備資金：10 年以内（据置なし） 運転資金：7 年以内（据置なし）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第1号） ☐ 決算書2期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 ＊発行から1年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第1号の2） ☐ 従業員の人数確認書類（法人事業概況説明書、労働保険申告書、法人市民税申告書、事業所別被保険者台帳等）※1 <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合） 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第1号） ☐ 確定申告書2年分（写） ＊白色申告者：確定申告書（第1表・第2表）、収支内訳書（ページ1～2） 青色申告者：確定申告書（第1表・第2表）、所得税青色申告決算書（ページ1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） ＊発行から1年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。

	□誓約書兼同意書及び名簿（様式第1号の2） □従業員の人数確認書類（確定申告書、事業所別被保険者台帳等）※1 《必要に応じて提出いただく書類》 □許認可、届出の必要な業種はその写し □見積書、注文書、契約書、請求書等（資金使途が設備資金の場合） ※1 ハローワークが発行する事業所別被保険者台帳は、雇用保険を掛けている従業員が過去に1人もいない場合取得できないため、賃金台帳または源泉徴収票にて雇用保険を掛けていることを確認します。
返済方法	1年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借換をする場合	小企業資金小企業（設備）：北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した場合、セーフティネット資金へ借換できます。 小企業資金小企業（運転）：北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した場合、小企業資金小企業（運転）またはセーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

<小企業資金小企業照会回答事例>

Q1 小企業資金小口の運転で1,000万円、小企業資金小企業の運転で500万円の借入は可能か。

A 小企業資金小口の運転と小企業資金小企業運転の融資限度額は併せて1,000万円のため、当資金は利用できません。小企業資金小口の設備と小企業資金小企業の設備も同様です。

Q2 過去に小企業資金小企業の運転で500万円の借入があり、現在の残高が400万円の場合、今回小企業資金小企業の運転で800万の借入は可能か。

A 残高の400万円と借入希望額800万円で合計1,200万円となり限度額1,000万円を超えていることから当資金は利用できません。

Q3 医業を営む個人事業主が、常時使用する従業員を6名雇用している場合、小企業資金小企業の運転で1,000万円借入することは可能か。

A 個人事業主が医業を営んでいる場合、サービス業と判断されるため、小企業資金小企業の運転は利用できません。（常時使用する従業員が5人以下の場合小規模事業者と判断する）

2. 小企業資金小口（運転・設備）

（１）対象者

北海道信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者

（２）融資条件

資 金 使 途	設備資金：店舗等新增設・改築、機械・車両購入など 運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など 運転資金、設備資金を併用することができます。 併用の条件は「第２章 IV. 融資の利用条件」（８ページ）に記載しています。
融 資 限 度 額	設備資金、運転資金それぞれ 1,000 万円です。（小企業資金小企業と小企業資金小口の融資限度額は同一管理）ただし、2,000 万円から北海道信用保証協会の保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額）を除いた額を限度とします。 あらかじめ、北海道信用保証協会に小口零細企業保証が利用可能であるか必ず確認してください。
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	設備資金：10 年以内（据置なし） 運転資金： 7 年以内（据置なし）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 * 発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 従業員の人数確認書類（法人事業概況説明書、労働保険申告書、法人市民税申告書、事業所別被保険者台帳等）※ 1 <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合） 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） * 白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） * 発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 従業員の人数確認書類（確定申告書、事業所別被保険者台帳等）※ 1

	《必要に応じて提出いただく書類》 □許認可、届出の必要な業種はその写し □見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合） ※1 ハローワークが発行する事業所別被保険者台帳は、雇用保険を掛けている従業員が過去に1人もいない場合取得できないため、賃金台帳または源泉徴収票にて雇用保険を掛けていることを確認します。
返済方法	1年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）または短期一括返済 *貸付期間が1年以内（最終返済日が、貸付日から1年後の応当日まで）かつ一括返済の場合、短期資金として取扱いができます。ただし、最終返済日が休祝日で翌営業日の返済となり、貸付期間が1年を超える場合は長期資金となります。
借換をする場合	小企業資金小口（設備）：北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した場合、セーフティネット資金へ借換できます。 小企業資金小口（運転）：北海道信用保証協会の借換保証制度を利用した場合、小企業資金小企業の運転、小企業資金小口の運転またはセーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。 また、返済方法が短期一括返済の場合、借換の取扱いをしておりません。最終返済日と融資実行日が同日となることは制度融資上、借換扱いとなり認められませんので、それぞれ別日としてください。

<小企業資金小口照会回答事例>

Q1 小企業資金小口の運転で1,000万円、小企業資金小企業の運転で500万円の借入は可能か。

A 小企業資金小口の運転と小企業資金小企業の運転の融資限度額は併せて1,000万円のため、融資できません。小企業資金小口の設備と小企業資金の設備も同様です。

Q2 過去に小企業資金小口の運転で500万円の借入があり、残高が400万円、今回小企業資金小口の運転で800万の借入は可能か。

A 残高の400万円と借入希望額800万円で合計1200万円となり限度額1,000万円を超えているため、当資金は利用できません。

Q3 医業を営む個人事業主が、常時使用する従業員を6名雇用している場合、小企業資金小企業の運転で1,000千万円借入することは可能か

A 個人事業主が医業を営んでいる場合、サービス業と判断されるため、小企業資金小企業の運転は利用できません。（常時使用する従業員が5人以下の場合小規模事業者と判断する）

Ⅱ. 設備資金

1. 設備資金〈通常設備〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	店舗等新增設・改築、機械・車両購入などの設備資金
融 資 限 度 額	3,000 万円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	10 年以内（うち据置 2 年以内）
提 出 書 類	法人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 ＊発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） ＊白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） ＊発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

2. 設備資金〈新事業進出〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等（事業開始後1年未満の方も含む）

(2) 融資条件

資 金 使 途	新事業に取り組むための事業活動や中小企業者同士の連携などを図るための設備資金
融 資 限 度 額	3,000 万円
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	10 年以内（うち据置 2 年以内）
提 出 書 類	法人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 ＊発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りです。 ＊法人の場合、履歴事全部証明書の目的欄に記載がない業種を新事業とします。 融資実行後、新事業を登記した履歴事項全部証明書と許認可、届出が必要な業種はその写しの提出が必要です。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ 新事業進出等計画書（様式第 1 号の 8） 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） ＊白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） ＊発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りです。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ 新事業進出等計画書（様式第 1 号の 8） 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。借換を行う場合、増額借換（借入れ残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

3. 設備資金〈ユニバーサルデザイン〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	ユニバーサルデザインを取り入れた店舗等新築及び改築を行うための設備資金
融 資 限 度 額	3,000 万円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	10 年以内（うち据置 2 年以内）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ ユニバーサルデザイン資金チェックシート（様式 1 号の 5） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ ユニバーサルデザイン資金チェックシート（様式 1 号の 5） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

4. 設備資金〈組織強化〉

(1) 対象者

中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	共同事業の実施のために必要とする設備資金
融 資 限 度 額	3,000 万円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	10 年以内（うち据置 2 年以内）
提 出 書 類	法人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

5. 設備資金〈パワーアップ〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	原則正社員2名以上の雇用の増加※を伴う店舗・工場等新增設・改築、機械・車両購入などの設備資金 ※ 雇用増加の確認書類は、ハローワーク発行の「事業所別被保険者台帳」とします。 事業所別被保険者台帳は原則、融資実行時点と実行後の雇用増加時点で提出するものとします。 雇用の増加とは、雇用保険に加入している正社員の人数で判断します。ただし、役員は含みません。 (2名増加し、1名減少した場合は2－1＝1名の増加となります。) 雇用増加の確認のタイミングは、融資実行3か月以内を目安に確認します。 ただし、融資実行前に先行して雇用を増加している場合、雇用増加確認のタイミングを融資実行(予定)日から3か月を目安に遡って確認できることとします。
融 資 限 度 額	1 億円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	15 年以内(うち据置 2 年以内)
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書(様式第1号) ☐ 決算書2期分(写)(貸借対照表から個別注記表まで) ☐ 履歴事項全部証明書(写) ※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から1年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿(様式第1号の2) ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ パワーアップ資金事業計画書(様式第1号の6) ☐ 事業所別被保険者台帳 <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書(様式第1号) ☐ 確定申告書2年分(写) *白色申告者: 確定申告書(第1表・第2表)、収支内訳書(ページ1～2) 青色申告者: 確定申告書(第1表・第2表)、所得税青色申告決算書(ページ1～4) ☐ 印鑑登録証明書(写) *発行から1年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿(様式第1号の2) ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 ☐ パワーアップ資金事業計画書(様式1号の6) ☐ 事業所別被保険者台帳

	《必要に応じて提出いただく書類》 口許認可、届出の必要な業種はその写し
返済方法	1年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借換をする場合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

<パワーアップ照会回答事例>

Q1 パワーアップを利用するにあたり、A社がB社を買収する場合、B社の従業員もA社で雇用することになれば、本資金の利用要件である2名以上の雇用の増加の対象となるか。

A 雇用の増加の対象とはなりません。

新たに人を雇用して従業員数を増やすことを雇用増加としており、今回のB社で働いていた人も含めて買収した場合は既存の従業員の継続雇用となるので、雇用の増加とはなりません。

Q2 パワーアップを利用するにあたり、条件である2名以上の雇用の増加について、外国人研修生でも可能か。

A 雇用契約を結んだ正社員を対象としているため、利用できません。外国人研修生は日本で技能を保持し、母国に持ち帰ることを前提としており、正社員とはなりません。

なお、外国人であって就労ビザを取得し、雇用の届け出をしている場合においては、正社員として差しつかえありません。

※あくまでも正社員としてであり、パートタイム労働者の増加は雇用増加にあたりません。

6. 設備資金〈工業団地取得〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	帯広市西 20 条北工業団地内（帯広圏都市計画地区計画で定める西 20 条北地区（帯広市西 19 条から西 21 条までの北 2 丁目から北 3 丁目までの一部）及び、帯広市西 19 条北工業団地内（帯広圏都市計画地区計画で定める西 19 条北地区（帯広市西 19 条北 2 丁目から北 3 丁目までの一部））における土地の取得及び工場等の新築又は増改築に要する設備資金
融 資 限 度 額	1 億円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	25 年以内（うち据置 3 年以内）
提 出 書 類	法人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

工業団地取得照会回答事例

Q 1 民間同士の工業団地土地売買の場合、工業団地取得資金を利用できるか。

A 工業団地の敷地内の土地であれば、民間同士の売買の場合も工業団地取得資金を利用できます。

Ⅲ. 運転資金

1. 運転資金〈通常運転〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	決済資金、仕入資金、人件費支払などの運転資金 主たる事業所が市内にある法人の株式を個人が買取する費用とその付帯費用
融 資 限 度 額	1,500 万円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	7 年以内（うち据置 1 年以内）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 〈法人の株式を個人が買取する場合〉 ☐ 株式譲渡契約書等（株式売買金額が確認できる書類） ☐ 株主総会議事録等 （事業承継による株式売買であることが確認できる書類） ☐ 商業登記簿謄本等 （株式を売買される法人の主たる事業所が確認できる書類） *本取扱いによる融資制度利用時においては、あっせん申込書の備考欄に「株式買取資金利用（事業承継）」等と記入してください。

返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）または短期一括返済 * 貸付期間が 1 年以内（最終返済日が、貸付日から 1 年後の応当日まで）かつ一括返済の場合、短期資金として取扱いができます。ただし、最終返済日が休祝日で翌営業日の返済となり、貸付期間が 1 年を超える場合は長期資金となります。
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、通常運転資金又はセーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。 また、返済方法が短期一括返済の場合、借換の取扱いをしておりません。最終返済日と融資実行日が同日となることは制度融資上、借換扱いとなり認められませんので、それぞれ別日としてください。

2. 運転資金〈新事業進出〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等（事業開始後1年未満の方も含む）

(2) 融資条件

資 金 使 途	新事業に取り組むための事業活動や中小企業者同士の連携などを図るための運転資金
融 資 限 度 額	1,500 万円
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	7 年以内（うち据置 1 年以内）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 * 発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りです。 * 法人の場合、履歴事全部証明書の目的欄に記載がない業種を新事業とします。 融資実行後、新事業を登記した履歴事項全部証明書と許認可、届出が必要な業種はその写しの提出が必要です。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 新事業進出等計画書（様式第 1 号の 8） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） * 白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） * 発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りです。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ 新事業進出等計画書（様式第 1 号の 8） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

3. 運転資金〈組織強化〉

(1) 対象者

中小企業団体等

(2) 融資条件

資 金 使 途	共同事業の実施のために必要とする運転資金
融 資 限 度 額	1,500 万円
保 証 料 補 給	なし
融 資 期 間	7 年以内（うち据置 1 年以内）
提 出 書 類	法人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し 個人 《必須書類》 ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） 《必要に応じて提出いただく書類》 ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

Ⅳ. ニューフロンティア資金〈運転・設備〉

(1) 対象者

中小企業者、中小企業団体等

※市内で店舗又は事務所を設けて新たに開業しようとする方（開業後1年未満の方も含む）も対象

(2) 融資条件

資 金 使 途	十勝で産出される農畜産物をはじめ、地域に優位性のある豊富な日照時間等の地域資源を活用する事業活動に必要な運転・設備とし、融資対象経費は、下記のとおり ・十勝で産出される地域資源を活用する事業 ・新商品、新技術開発に取り組むための経費 ・事業計画に新規性が認められる事業 ・域外への販路拡大に取り組むための経費 ・域内における十勝産農畜産物の高付加価値化に取り組むための経費
融 資 限 度 額	設備資金：1 億円 運転資金：3,000 万円 運転資金、設備資金を併用することができます。 併用の条件は「第2章 Ⅳ. 融資の利用条件」（8 ページ）に記載しています。
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	設備資金：10 年以内（うち据置 2 年以内） 運転資金： 7 年以内（うち据置 2 年以内）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りします。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） ☐ ニューフロンティア資金事業計画書（様式第 1 号の 9） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合） ☐ 開業計画書等（開業する場合）※ 1 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写） *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りします。

	☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第1号の2） ☐ ニューフロンティア資金事業計画書（様式第1号の9） ≪必要に応じて提出いただく書類≫ ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合） ☐ 開業計画書等（開業する場合）※1 ※1 開業計画書等は初回利用時のみ添付必須とし、2回目以降の利用時は不要とします（1回目の利用が他金融期間の場合も不要）。 下記の内容が記載されている場合、任意様式（創業計画書・資金収支計画書（常広商工会議所様式）、創業・再挑戦計画書（北海道信用保証協会様式）など）の提出も可能です。 ① 事業者概要 ② 当初の想定事業費と資金調達計画 ③ 開業に必要な費用の1/5以上の自己資金を有しているか（資金の利用要件） ④ 概ね1年間の収支計画
返済方法	1年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借換をする場合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

V. セーフティネット資金〈運転〉

(1) 対象者

関連企業の倒産又は経済の著しい変動等により、運転資金の調達が困難で、以下のいずれかの条件を満たしている中小企業者

- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号（特定中小企業者）
- ・ 中小企業信用保険法第2条第6項（特例中小企業者）
- ・ 再生手続開始申立認定を受けた企業の債権を有する方
- ・ 北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する方
- ・ 売上減少（直近3か月の売上高の合計額が前年同期比5%以上減少）
- ・ 売上減少（直近売上決算額が前年同期比10%以上減少）
- ・ 利益減少（直近3か月の経常利益の合計額が前年同期比5%以上減少）※
- ・ 利益減少（直近経常利益決算額が前年同期比10%以上減少）※

※ 個人事業主の方は、経常利益に相当する利益項目がないため、経常利益比較によるセーフティネット資金の利用はできません。

なお、特例により利用要件を緩和している場合があります。特例を実施している場合、市ホームページ（ページ番号：1005534）でご案内しております。

(2) モニタリング（金融機関の方へ）

セーフティネット資金利用にあたり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者または中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証制度）の特例中小企業者の認定を取得した場合、モニタリングが義務付けられておりますので下記の通り適切に対応してください。

- ① 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者または中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証制度）の特例中小企業者であって、北海道信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、北海道信用保証協会の定めに基づき、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。（危機関連保証制度に関しては、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。）
- ② 取扱金融機関は、半期に一度、北海道信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。（危機関連保証制度に関しては、報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。）
- ③ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記入を省略することができるものとする。
- ④ 取扱金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記入した書面を提出するものとする。

(3) 融資条件

資 金 使 途	運転資金：決済資金、仕入資金、人件費支払など
融 資 限 度 額	3,000 万円
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	運転資金：10 年以内（うち据置 1 年以内）
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 決算書 2 期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から 1 年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りです。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し <危機関連保証の場合> ☐ 中小企業信用保険法の規定による認定申請書（写） <経営安定関連保証の場合> ☐ 中小企業信用保険法の規定による認定申請書（写） ☐ 事業計画書（写）（北海道信用保証協会所定の様式） <借換保証制度利用の場合> ☐ 保証付借換内訳書（写）（北海道信用保証協会所定の様式） ☐ （市以外からの借換の場合）信用保証書（写） <売上減少、利益減少の場合> ☐ 売上高比較調書（市所定の様式） 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第 1 号） ☐ 確定申告書 2 年分（写）※3 *白色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、収支内訳書（ページ 1～2） 青色申告者：確定申告書（第 1 表・第 2 表）、所得税青色申告決算書（ページ 1～4） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から 1 年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りです。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第 1 号の 2） <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し <危機関連保証の場合> ☐ 中小企業信用保険法の規定による認定申請書（写） <経営安定関連保証の場合> ☐ 中小企業信用保険法の規定による認定申請書（写） ☐ 事業計画書（写）（北海道信用保証協会所定の様式）

	〈借換保証制度利用の場合〉 ☐保証付借換内訳書（写）（北海道信用保証協会所定の様式） ☐（市以外からの借換の場合）信用保証書（写） 〈売上減少、利益減少の場合〉 ☐売上高比較調書（市所定の様式）
返 済 方 法	1 年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借 換 を す る 場 合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換ができます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

VI. 新規開業支援資金〈運転・設備〉

(1) 対象者

市内で店舗又は事務所を設けて新たに開業しようとする方（開業後1年未満の方を含む）

※開業に必要な費用の5分の1以上の自己資金が必要です。

※個人の不動産業において、新規開業支援資金は利用できません。

(2) 融資条件

資 金 使 途	開業する際、または開業後1年以内に必要な設備資金及び運転資金
融 資 限 度 額	設備資金：1,000万円 運転資金：1,000万円
保 証 料 補 給	あり
融 資 期 間	設備資金：10年以内（うち据置1年以内） 運転資金：7年以内（うち据置1年以内） 運転資金、設備資金を併用することができます。 併用の条件は「第2章 IV. 融資の利用条件」（8ページ）に記載しています。
提 出 書 類	法人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第1号） ☐ 履歴事項全部証明書（写）※現在事項全部証明書は受付できません。 *発行から1年以内のもので、登記内容に変更がないものに限りです。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第1号の2） ☐ 自己資金が確認できる書類※1 ☐ 開業計画書（市指定様式または任意様式）※2 <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合） 個人 <<必須書類>> ☐ あっせん申込書（様式第1号） ☐ 印鑑登録証明書（写） *発行から1年以内のもので、登録内容に変更がないものに限りです。 ☐ 誓約書兼同意書及び名簿（様式第1号の2） ☐ 自己資金が確認できる書類 ※1 ☐ 開業計画書（市指定様式または任意様式） ※2 <<必要に応じて提出いただく書類>> ☐ 許認可、届出の必要な業種はその写し ☐ 見積書、注文書、契約書、請求書等（設備資金の場合）

	※1 開業時点の自己資金を確認します。 ・「開業時点の預金通帳（写）」 ・「履歴事項等全部証明書の資本金欄」資本金も自己資金とみなします。（法人） ・「支払済領収書（写）」自己資金にて開業に伴う支払済の設備等がある場合、購入済みの領収書も自己資金とみなします。 ・親族からの援助等も自己資金とみなします。 ・他金融機関からの借入金は開業計画上、自己資金とはみなしません。 ※2 開業計画書等は初回利用時のみ添付必須とし、2回目以降の利用時は不要とします（1回目の利用が他金融機関の場合も不要）。 下記の内容が記載されている場合、任意様式（創業計画書・資金収支計画書（帯広商工会議所様式）、創業・再挑戦計画書（北海道信用保証協会様式）など）の提出も可能です。 ① 事業者概要 ② 当初の想定事業費と資金調達計画 ③ 開業に必要な費用の1/5以上の自己資金を有しているか（資金の利用要件） ④ 概ね1年間の収支計画
返済方法	1年を超える元金均等返済（元利均等返済は不可）
借換をする場合	北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、セーフティネット資金へ借換できます。 借換を行う場合、増額借換（借入残高より増額すること）が必須であり、同額・減額借換はできません。申込する際に、借換内訳書（写）の提出が必要です。

<新規開業支援資金照会回答事例>

Q1 親が複数事業を経営しており、子がその事業の一部を引き継ぐ場合、新規開業支援資金を利用できるか。

A 事業を営んでいない者が創業する場合、新規開業支援資金を利用することができます。
事業や債務等を全て引継ぐ場合、前事業者が開業してからの年数で融資できる資金を判断します。その場合、契約書等の写しが必要です。

Q2 フランチャイズ店を新規で行う場合、新規開業支援資金を利用することができるか。

A 利用できます。
計画を持って事業を進めるものであれば融資対象となりますが、委託されて事業をしている場合は対象となりません。

Q3 会社設立後、数か月経った後に新規開業支援資金を利用する場合、自己資金はどの時点で確認するか

A 開業当時の時点に遡って確認するため、開業時に自己資金があったことを確認できる書類を提出し、開業当時の必要事業費を開業計画書に記載することで要件を確認します。

第4章 信用保証料補給

I. 信用保証料補給とは

信用保証料補給対象資金※1 を利用した市税を滞納していない方（納税相談を実施し分納履行中の方を含む）に対し、北海道信用保証協会で定めるところによる信用保証料を上限額※2 まで補助する制度です。北海道信用保証協会の借換保証制度を利用する場合、既存借入金に係る返戻保証料を差し引いた金額※3 を交付します。なお、信用保証料の支払い方法は一括支払いのみ保証料補給の対象とします。

※1 小企業資金小企業、小企業資金小口、新事業進出にかかる設備資金及び運転資金、ニューフロンティア資金、セーフティネット資金、新規開業支援資金

※2 帯広市の会計年度（4/1～翌年3/31）ごとに融資額 1,000 万円に相当する保証料まで（補給回数に制限はありません。年度内に上限額に達した場合、次年度から新たに補給を受けることができます。）

※3 借換時の返戻保証料の取扱の考え方

- 保証料補給対象上限額が返戻保証料額を上回っている場合
→全額保証料に充当します。（市が保証料補給していない返戻分についても充当します。）
- 保証料補給対象上限額を上回る返戻保証料額があった場合
→保証料補給対象上限額との差額分については、市が保証料補給した額と事業者負担額の割合に応じて配分します。

II. 申請手続き

申請手続きは、実行後速やかに行ってください。

補給金は 1～15 日までの申請分は翌月 10 日、16 日～月末までの申請分は翌月 25 日に交付します。（土日祝の場合、交付日は前後します。）

1. 必要書類

☐保証料補給金交付申請書 ※「据置あり」「据置無し」「混合」の3種類ありますので、適したものを利用してください。

☐委任状 ※あっせん書交付日以降委任状の作成が可能です。

☐返戻保証料額表示（写）（北海道信用保証協会作成）（借換を伴う場合）

☐信用保証書（写）

☐信用保証料送金のご依頼（写）

※様式右下欄の支払方法が「一括支払」であること。分割支払は不可。

☐実行報告書

☐繰上完済報告書（借換を伴う場合）

☐税情報確認承諾書

※「税情報確認承諾書」を提出の際には、市税の滞納がないか今一度ご確認ください。

法人成り・個人成り後の融資実行の場合、「個人事業主」「法人」両方の税情報確認承諾書の提出が必要です。

☐請求書

2. 申請書類記入時の注意事項

※「第9章 各様式記入にあたっての注意事項」（49 ページ）も併せてご覧ください。

（1）保証料補給金交付申請書

- ① 日付は必ず記入してください。
- ② 代表者氏名には法人の場合、役職名を記入してください。
- ③ 資金名は正式名称で記入してください。

小企業資金小企業、小企業資金小口、設備資金（新事業進出）、運転資金（新事業進出）、
ニューフロンティア資金、セーフティネット資金、新規開業支援資金

- ④ 年度内に保証料補給金を受けた場合、申請書の注意事項を確認の上、備考欄に上限額を記入してください。

（2）税情報確認承諾書

- ① 法人の場合、氏名（代表者名）は役職名を記入してください。

（3）委任状

- ① 代理人には、金融機関名、本・支店名、役職、氏名を記入してください。
- ② 年度、日付は必ず記入してください。
- ③ 委任者が法人の場合、氏名は役職名を記入してください。
- ④ 受任者は金融機関名、所在地、本・支店名、役職、氏名を記入してください。

（4）請求書

- ① 日付は空白でお願いします。
- ② 資金名は正式名称で記入してください。

小企業資金小企業、小企業資金小口、設備資金（新事業進出）、運転資金（新事業進出）、
ニューフロンティア資金、セーフティネット資金、新規開業支援資金

- ③ 申請者は役職名を記入してください。
- ④ 保証料補給金交付申請額算出内訳の事業者が法人の場合、役職名を記入してください。

3. その他

融資実行の有無に関わらず、事業者が廃業・倒産した場合、中小企業者ではなくなると判断するため、以後の保証料補給はできません。

第5章 あっせん申込から実行まで

I. あっせん申込の手続き

1. あっせん書交付

あっせん申込書を受理した日から原則2営業日後の午後1時以降にあっせん書を交付します。ただし、提出書類及び内容に不備がない場合に限りです。あっせん書の交付ができない場合は別途連絡します。

あっせん書交付後、受理した書類は返却できません。

2. あっせん申込書記入時の注意事項

※「第9章 各様式記入にあたっての注意事項」（44 ページ）も併せてご覧ください。

- (1) 申込日は必ず記入してください。
- (2) 法人：登記住所は履歴事項全部証明書に記載の住所を記入してください。
個人：印鑑証明書に記載の住所を記入してください。
- (3) 業種は売上が最も大きい業種を選択してください。
- (4) 代表者氏名は法人の場合、役職名を記入してください。
- (5) 従業員数の常用従業員は、雇用保険に加入している従業員の人数を記入してください。
パートは、雇用保険に加入していない従業員（パート、アルバイト等）の人数を記入してください。
- (6) 小企業資金小口を利用する場合、北海道信用保証協会に確認の上「小口零細保証枠確認」にチェックしてください。
- (7) 据置期間を設定しない場合、返済方法の据置欄に「0か月」と記入してください。
- (8) 借換の場合、資金使途の借換金額欄に既存借入金の実行時の残高を記入してください。
- (9) 保証人が2名以上の場合、欄を上下2分割して記入してください。
- (10) 金額を訂正する場合、申請者の印を押印してください。

Ⅱ. あっせん書交付から融資実行まで

1. あっせん申込内容に変更が生じた場合

あっせん書交付後、融資申込内容に変更が生じた場合、速やかに市へ連絡してください。

改めて審査しますので、既に交付したあっせん書に対する不実行報告と内容変更後のあっせん申込書一式を提出してください。

2. 不実行となる場合

実行報告書の備考欄に不実行の理由を記入し提出してください。

第6章 融資実行から完済まで

I. 融資実行後の手続き

1. 実行報告書の提出

融資実行後、保証料補給の有無に関わらず速やかに提出してください。

保証料補給交付申請を伴う場合、事務簡素化の観点から、保証料補給金交付申請書一式と併せて提出してください。（「第4章 信用保証料補給」32ページもご覧ください。）

また、次の場合、それぞれ書類の提出が必要です。

※その他必要に応じて帯広市から追加資料の提出を求める場合があります。

- （1）設備資金〈パワーアップ〉を利用した場合
 - ・事業所別被保険者台帳
- （2）新事業進出にかかる設備資金及び運転資金を利用した場合
 - ・新事業を登記した履歴事項全部証明書
 - ・許認可、届出が必要な業種はその写し
- （3）北海道信用保証協会の保証付の場合
 - ・信用保証書（保証料補給対象外資金を利用する場合も含む）
- （4）車両を購入した場合
 - ・車検証※
 - ・自動車検査証記録事項

※小型特殊車両などの車検証が作成されない車両は、公道を走る場合は「標識交付証明書」、公道を走らない場合は「資産台帳」の提出が必要です。

2. 実行報告書記入時の注意事項

※「第9章 各様式記入にあたっての注意事項」（47ページ）も併せてご覧ください。

- （1）報告日は必ず記入してください。
- （2）あっせん番号はあっせん書に記載されています。必ず記入してください。
- （3）代表者氏名は、法人の場合、役職名を記入してください。
- （4）業種はあっせん申込時に選択した業種を選択してください。
- （5）設備資金、運転資金の場合、区分に「○」を記入してください。
- （6）信用保証料総額は、返戻金を差引く前の金額を記入してください。
- （7）備考欄には、借換の場合「あっせん○号から借換」と記入してください。
その他特殊事項がある場合、その内容を記入してください。

Ⅱ. 融資条件変更の手続き

経済情勢・環境等により経営に影響を受けている市資金の借入残高を有する中小企業者等に対し、必要に応じて融資条件の変更の措置を認めています。

融資条件変更（一部内入れの場合も含む）を行う場合、市への事前の申請・承認が必要です。

北海道信用保証協会の保証付の場合、北海道信用保証協会と変更内容を協議した上で申請してください。

1. 融資条件変更承諾書の交付

条件変更申請書を受理した日から2営業日後の午後1時以降に承諾書を交付します。ただし、提出書類及び内容に不備がない場合に限りです。承諾書が交付できない場合は別途連絡します。

承諾書交付後、受理した書類は返却できません。

2. 融資条件変更の提出書類

《法人》

☐ 融資条件変更 申請書兼承諾書

☐ 決算書2期分（写）（貸借対照表から個別注記表まで）

☐ 経営改善計画書（作成している場合）

《個人》

☐ 融資条件変更 申請書兼承諾書

☐ 確定申告書2年分（写）＊白色申告者：確定申告書（第1表・第2表）、収支内訳書（ページ1～2）

青色申告者：確定申告書（第1表・第2表）、所得税青色申告決算書（ページ1～4）

☐ 経営改善計画書（作成している場合）

※その他必要に応じて帯広市から追加資料の提出を求める場合があります。

3. 融資条件変更申請書兼承諾書記入時の注意事項

「第9章 各様式記入にあたっての注意事項」（53 ページ）も併せてご覧ください。

（1）申請日は必ず記入してください。

（2）金融機関の代表者職氏名欄には役職名を記入してください。

（3）変更申請が初回の場合、変更前の記入は不要です。

2回目以降は、本申請の1つ前の申請内容を記入してください。

（4）変更時内入れする場合、変更後の融資残高には、内入れをする前の金額を記入してください。

また、その旨をその他変更事項に記入してください。

4. 融資条件変更報告書の提出

融資条件変更報告書と保証協会が作成する変更保証書（写）を実行後速やかに提出してください。

5. 融資条件変更報告書記入時の注意事項

※「第9章 各様式記入にあたっての注意事項」(54 ページ) も併せてご覧ください。

- (1) 申告日は必ず記入してください。
- (2) 認定番号は融資条件変更承諾書の番号を記入してください。
- (3) 代表者氏名は、法人の場合役職名を記入してください。

Ⅲ. 繰上完済後の手続き

一部繰上完済(内入れ)の場合、条件変更の手続きとなりますので、「Ⅱ. 融資条件変更の手続き」(37 ページ) をご覧ください。

1. 繰上完済報告書の提出

融資繰上完済後、保証料補給の有無に関わらず速やかに提出してください。

借換により保証料補給交付申請を伴う場合、保証料補給金交付申請書一式と併せて提出してください。

(「第4章 信用保証料補給」32 ページもご覧ください。)

また、次の場合、それぞれ書類の提出が必要です。

※その他必要に応じて帯広市から追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 借換を伴う場合
 - ・実行報告書
- (2) 北海道信用保証協会の保証付きの場合
 - ・保証料返戻額表示(保証料補給対象外資金を利用する場合も含む)

2. 繰上完済報告書記入時の注意事項

※「第9章 各様式記入にあたっての注意事項」(48 ページ) も併せてご覧ください。

- (1) 報告日は必ず記入してください。
- (2) あっせん番号はあっせん書に記載されています。必ず記入してください。
- (3) 代表者氏名は、法人の場合、役職名を記入してください。
- (4) 売上が最も大きい業種を選択してください。実行時から変更になった場合、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 設備資金、運転資金の場合、区分に「○」を記入してください。
- (6) 借換の場合、備考欄に「あっせん○号に借換」と記入してください。
- (7) 「会社名・屋号」「代表者名」「住所」等の事業者情報について前回の利用時から変更した場合、備考欄に変更前の情報を記入してください。

Ⅳ. 代位弁済後の手続き

代位弁済となった場合、繰上完済報告書の備考欄に「〇年〇月〇日 代位弁済」と記入のうえ提出してください。

Ⅴ. その他報告書の提出

1. 融資利用状況報告書（様式第6号）

毎月10日までに原本を提出してください。

2. 融資残高報告書（様式第7号）

5月、8月、11月、2月の各月10日までに、資金別、利率別にまとめて提出してください。

第7章 その他の留意事項

I. 融資の取り消し

あっせん書交付後、融資することが不適当と認められる事実があったときは、金融機関に対して、融資の取消し、融資額の変更、償還を指示することがあります。

また、保証料補給を行っていた場合、融資の取り消し等があれば、事業者に対し返還を求めることになります。

II. 設備に係る留意事項

1. 不動産の購入

(1) 手付・中間払等がある場合、原則最終支払分のみが設備資金の対象となります。

手付・中間払等を最終払いの時にまとめて支払うことはできません。

ただし、手付・中間払等の都度融資を申込み場合、全て設備資金で利用することができます。

いずれの場合であっても、売買契約書で支払い条件を確認する必要があります。

(2) 建物等の売買契約が成立していない場合、原則利用できません。

ただし、仮契約であっせん申し、売買成立後（実行時）本契約書を提出する場合は利用できます。

(3) 土地を購入する場合、取得後1年以内に設備の新增設を完了する予定があれば利用できます。

土地の購入のみを目的に設備資金は利用できません。

2. 車両の購入

(1) 個人の嗜好や事業を行う上で実用性を有しないと判断される車両は対象となりません。

(2) 乗用車購入を目的に保証料補給対象資金を利用する場合、「税抜車両本体価格が1台300万円以内の車両」が対象となります。（トラック、ショベルカー等の特殊車両を除く）

(3) 事業に必要な車両で税抜車両本体価格が300万円を超える場合、保証料補給対象外資金を利用してください。

事業を行う上での実用性の有無を判断するために、理由書（任意様式）の提出が必要です。（トラック、ショベルカー等の特殊車両を除く）

(4) 購入する車両の車検証及び自動車検査証記録事項の内容は、次の全てを満たしている必要があります。また、特殊車両を購入した場合、車検証の用途欄が特殊車両であるかの確認が必要です。

① 所有者の氏名又は名称：あっせん申込者

② 使用者の氏名又は名称：あっせん申込者

③ 使用の本拠の位置：帯広市内

※あっせん申込時において上記の条件を満たさないことが明らかな場合、必ず事前に相談してください。所有者がカーディーラーの場合は商取引の慣習の観点から例外的に認めますが、カーディーラーへの支払確認ができる書類が必要です。

3. 見積書・請求書・注文書

見積書・請求書・注文書の内容は、以下の点に留意してください。

- ① 発行者の押印があること。※ 担当者の個人印のみは不可

 - ・注文書：注文者の押印
 - ・法人：代表者印または会社印
 - ・個人：個人印

② 見積書等が有効期限内であること。

第8章 セーフティネット保証制度

I. セーフティネット保証制度

取引先等の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

1. 経営安定関連保証

(1) 1号：連鎖倒産防止

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

(2) 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

(3) 3号：突発的災害（事故等）

突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者を支援するための措置です。

(4) 4号：突発的災害（自然災害等）

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

(5) 5号：業況の悪化している業種（全国的）

（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

(6) 6号：取引金融機関の破綻

破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者を支援するための措置です。

(7) 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整

金融機関の支店削減等による経営相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者を支援するための措置です。

(8) 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債務の譲渡

RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業のうち、事業の再生が可能な者を支援するための措置です。

2. 危機関連保証制度

（１）危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰り DI 等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として機器関連保証を実施する必要があると認める場合に、実施売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

第9章 各様式記入にあたっての注意事項

I. 帯広市中小企業振興融資あっせん申込書

様式第1号(第9条関係)

必ず記入してください。 申込日 令和 年 月 日

帯広市中小企業振興融資あっせん申込書

あっせん番号 【 号 】

※↑市記入欄

帯広市長 米沢 則寿 様

次のとおり、帯広市中小企業振興融資のあっせんを申込みます。 ※選択部分は□欄に✓又は■をご記入願います。

申込 人	事業活動を行っている住所	TEL - -	☐ 登記・自宅住所に同じ	借入希望	銀行・信金・信組・中金		
	法人:登記住所	〈法人〉履歴事項全部証明書の住所を記入してください。		金融機関名	☐ 本店	支店	
	個人:自宅住所	〈個人〉印鑑証明書の住所を記入してください。		本店名	担当者名		
	(フリガナ)				電話番号		
	企業名(屋号)	売上が最も大きい業種を選択してください。		業種	☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 運輸・通信業 ☐ 卸・小売業 ☐ サービス業 ☐ 不動産業 ☐ その他		
申込 内 容	(フリガナ)			業種詳細			
	代表者氏名	法人の場合、役職も記入してください。		取得			
	法人:設立年月日	年 月 日	雇用保険に加入している従業員数を記入してください。	番号	雇用保険に加入していない従業員数を記入してください。		
	個人:生年月日	年 月 日	営業	個人開業	年 月 日		
	資本金	千円	従業員数	役員	人	常用従業員	人
申込 内 容	資金種別	☐ 小企業資金 ☐ 小企業小口資金 (小口零細保証枠確認) ☐ 北海道信用保証協会に確認の上、○してください。 ☐ 設備資金 ☐ 運転資金 (通常・新事業進出・ユニバーサル・組織強化・パワーアップ・工業団地)		申請理由(セーフティネット資金申込時のみ記入)			
	区分	☐ 運転 ☐ 設備	☐ 有(市) ☐ 有(市以外) ☐ 有(市・市以外) ☐ 無	☐ 経営安定関連保証 (中小企業信用保険法第2条第5項 第 号) ☐ 危機関連保証 (中小企業信用保険法第2条第6項) ☐ 連鎖倒産防止(再生手続開始申立を受けた企業の債権を有するもの) ☐ 借換保証制度利用 ☐ 売上減少(直近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少) ☐ 売上減少(直近売上決算額が前年同期比10%以上減少) ☐ 利益減少(直近3か月の経常利益が前年同期比5%以上減少) ☐ 利益減少(直近経常利益決算額が前年同期比10%以上減少)			
	信	金額を訂正する場合、申請者の印を押印してください。		信用保証料	☐ 有 (千円分) ☐ 無 ※市税の滞納がある場合はご利用いただけません。		
	申込金額	千円	融資利率	据置期間を設定しない場合、「0」と記入してください。			
	返済方法	☐ 元金均等分割返済 ☐ 一括返済(返済予定 月)		融資月数	か月(うち据置 月)支払回数 回 ※元利均等返済は取扱不可。		
	資金使途	運 転	(借換金額 千円)				
	資金調達方法	設 備	既存借入金の実行時の残高を記入してください。				
		借入金	本資金	千円	氏 名	年齢	
		自己資金	千円	住 所	(歳)		
		その他	千円	職 業	年収 千円		
総所要金額	千円	☐ 利用する ☐ 利用しない 保証人が2名以上の場合は欄を上下2分割して記入してください。					
添 付 書 類	金額を訂正する場合は、申請者の印を押印してください。						
	要に応じて添付していただく書類(資金・条件により各種書類の添付が必要となります。)						
	(法人)	(個人)	小企業資金	従業員数を確認できる書類(法人市民税申告書、法人事業概況説明書など)			
	・決算書等2期分	・確定申告書2年分	セーフティネット資金	信用保証法認定申告書、売上高比較調査			
	・履歴事項全部証明書(写)	・印鑑登録証明書(写)	ニューフロンティア資金	ニューフロンティア資金事業計画書			
	・許可書等(写)	・許認可書等(写)	新規開業支援資金	開業計画書、自己資金が確認できる書類			
	・誓約書兼同意書	・誓約書兼同意書	新事業進出	新事業進出等計画書			
	(借換)		設備系資金	見積書、注文書、契約書、請求書			
	・借換内訳書(写)		パワーアップ	パワーアップ資金の融資に係る事業計画書			
	・借換保証書(写)(市以外の借換がある場合のみ)		ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインチェックシート			

交付日 /

Ⅱ. 誓約書兼同意書・名簿（役員等一覧表）

様式第 1 号の 2(第 9 条関係)

(表面)

誓約書兼同意書

- 1 私（当法人・当団体）は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 私は、帯広市暴力団排除条例に規定された暴力団員ではありません。
 - (2) 私は、帯広市暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - イ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 1 の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、帯広市中小企業振興融資規則第 12 条の規定により融資の取消しを受けたときは、これに異議なく応じます。
- 3 帯広市暴力団排除条例の趣旨に基づき、裏面のとおり役員等の名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、帯広市が他の官公署に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意いたします。なお、名簿記載内容は、事実と相違ありません。

必ず記入してください。

令和 年 月 日

帯広市長 米沢 則寿 様

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

氏 名

印

（個人の場合のみ記入）

生年月日 年 月 日

法人の場合、役職も記入してください。

※ 帯広市では、帯広市暴力団排除条例に基づき、行政全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

(裏面)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を記入してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店又は事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には、代表者を記載してください。

必ず記入してください。

法人・団体・個人名

[illegible]

※ 記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に管理します。

Ⅲ. 帯広市中小企業振興融資 実行報告書

様式第4号(第14条関係)

報告日 令和 年 月 日

帯広市中小企業振興融資 実行 報告書

必ず記入してください。

あっせん番号 【 号】

帯広市長 米沢 則寿 様

あっせん書に記載の番号を記載してください。

金融機関名

本・支店名

帯広市中小企業振興融資規則第14条第1項の規定に基づき融資の実行について、次のとおり報告いたします。

申 込 人	(フリガナ)		事業活動を行っている住所	〒 - TEL - ☐ 登記・自宅住所に同じ
	企業名(屋号)		法人: 登記住所 個人: 自宅住所	
	(フリガナ)		業 種	☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 運輸・通信業 ☐ 卸・小売業 ☐ サービス業 ☐ 不動産業 ☐ その他
	代表者氏名		業 種	
	法人: 設立年月日 個人: 生年月日	年 月 日	業種詳細	

報 告 内 容	資金種別	☐ 小企業資金 ☐ 小企業小口資金 ☐ ニューフロンティア資金 ☐ セーフティネット資金 ☐ 新規開業支援資金 ☐ 設備資金 ☐ 運転資金 } (通常・新事業進出・ユニバーサル・組織強化・パワーアップ・工業団地)			
	区 分	☐ 運転 ☐ 設備 ☐ 併用	設備資金、運転資金の場合は、区分に「〇」を記入してください。		
	貸付金額	千円	融資利率 %		
	貸付年月日	年 月 日			
	最終年月日	年 月 日			
	返済方法	☐ 分割返済	返済回数 回	割賦返済元金 円	
			年 月 日 から 毎月 日	最終返済元金 円	
		一括返済 ※小企業小口資金及び通常運転資金のみ適用			
	据置期間	年 月 日			
	信用保証料総額	信用保証料率 年 %		信用保証番号	
			数別係数		
不 実 行	(不実行の場合は理由を明記すること)				
備 考	(あっせん申込内容と変更がある場合は理由を明記すること)				

借換を伴う場合、返済金を差引く前の金額を記入してください。

不実行の場合内容、理由をこちらに記入してください。

- ・借換の場合
「あっせん〇号から借換」と記入してください。
- ・前回の利用時から事業者情報が変更されている場合
変更前の情報をご記入ください。
「企業名・屋号」「代表者氏名」「住所」等

IV. 帯広市中小企業振興融資 繰上完済報告書

様式第5号(第14条関係)		必ず記入してください。 報告日 令和 年 月 日		
帯広市中小企業振興融資 繰上完済 報告書				
帯広市長 米沢 則寿 様		あっせん番号 【 号】		
		あっせん書に記載の番号 を記入してください。		
		金融機関名		
		本・支店名		
帯広市中小企業振興融資規則第14条第2項の規定に基づき融資の実行について、次のとおり報告いたします。				
申 込 人	(フリガナ)		TEL - - ☐ 登記・自宅住所に同じ	
	企業名(屋号)		事業活動を行 っている住所 法人:登記住所 個人:自宅住所	
	(フリガナ)			
	代表者氏名		業 種	
	法人:設立年月日 個人:生年月日	年 月 日	業種詳細	
☐建設業 ☐製造業 ☐運輸・通信業 ☐卸・小売業 ☐サービス業 ☐不動産業 ☐その他				
報 告 内 容	資金種別	☐ 小企業資金 ☐ 小企業小口資金 ☐ ニューフロンティア資金 ☐ セーフティネット資金 ☐ 新規開業支援資金 ☐ 設備資金 } (通常・新事業進出・ユニバーサル・組織強化・パワーアップ・工業団地) ☐ 運転資金 } ☐ その他資金(		
	区 分	☐ 運転 ☐ 設備 ☐ 併用		
	貸付金額	千円	融資利率 %	
	貸付年月日	年 月 日		
	最終年月日	年 月 日		
	返済方法	☐ 分割返済	返済回数 回 割賦返済元金 円 年 月 日 から 毎月 日 最終返済元金 円	
		☐ 一括返済	年 月 日 一括返済	
	据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	信用保証料総額	円	信用保証番号	
	信用保証料率	年	係数	
完済日	返済保証料額			
備考	・代位弁済の場合 「〇年〇月〇日代位弁済」と記入してください。 ・借換の場合 「あっせん〇号に借換」と記入してください。 ・前回の利用時から事業者情報が変更されている場合 変更前の情報を記入してください。 「企業名・屋号」「代表者氏名」「住所」等			

V. 保証料補給金交付申請書

(様式1の1)

保証料補給金交付申請書

必ず記入してください。

令和 年 月 日

帯広市長 米 沢 則 寿 様

様式は3種類あります。
(据置無・据置有・混合)
申請にあった様式をご使用ください。

住所

本・支店名まで記入してください。

申請者 金融機関名

代表者氏名

印

帯広市中小企業振興融資保証料補給要綱第5条の規定により、下記のとおり保証料補給

役職も記入してください。

記

1 交付申請額 ¥ 円

2 保証料補給金交付申請額算出内訳

(添付書類: 委任状・税情報確認承諾書・信用保証書・信用保証料送金のご依頼・返戻保証料額表示)

資金名	住所 企業名	融資額 a	保証料率 b	保証月数 c	回数別 係数 d	保証料額 e $a \times b \times c \times d$ 12	補給対象 上限額 f $e \times 10,000$ 千円 a	返戻 保証料額 g	補給金 交付申請額 f-g
保証番号	代表者氏名	(千円)	(%)	(月)		(円)	(円) ※(融資額10,000千円 以内の場合はeと同額。 また、年度内に保証料 補給金を受けている場 合は上記の式を用いな い。)	(円)	(円)
						0	0		0
備考	資金名は正式名称で記入してください。 例) 小企業小口資金、セーフティネット資金								
						0	0		0
備考	役職も必ず記入してください。								
						0	0		0
備考	下記の「注 f2」を確認し必要に応じて記入してください。								
						0	0		0
備考									
						0	0		0
備考									

注 f1: 保証料補給金の上限額は、予算の範囲内で融資額10,000千円に相当する金額までとします。

注 f2: 年度内に保証料補給金を受けた場合は、今回の上限額等を備考欄に記載してください。

(例: 年度内に融資額6百万円分の保証料を受給したため、今回は融資額4百万円分の保証料補給金が補給対象上限額となる。)

注 g: 借換保証制度利用者の場合は、補給対象上限額から既存借入金に関わる返戻保証料を差し引いた額とします。

R5.4.1~

VI. 税情報確認承諾書

(様式 2)

税情報確認承諾書

私は、北海道信用保証協会信用保証料補給金交付申請にあたり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所（所在地）：

(事業所名) : 法人の場合、役職も記入してください。

氏名 (代表者名) :

印

※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、

以下は帯広市で記入しますので、
記入しないようお願いします。

事 務 連 絡
令和 年 月 日

収 納 課 長 様

商業労働課長

市税の納税状況について（照会）

個人（法人）名：

上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第 3 条に規定する市税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事 務 連 絡
令和 年 月 日

商業労働課長 様

収 納 課 長

市税の納税状況について（回答）

先に照会のありました上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第３条に規定する市税については、

年 月 日現在、

- ☐ 滞納はありません。
- ☐ 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
- ☐ 滞納があります。（収納管理システムによる確認）
- ☐ 課税はありません。

(以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用)

令和 年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

令和 年 月 日、滞納がないことを確認しました。

VII. 委任状

(様式5)

委 任 状

帯広市長 米 沢 則 寿 様

金融機関名、本・支店名、役職、氏名を記入してください。

私は、この度、 を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

必ず記入してください。

帯広市中小企業振興融資保証料補給要綱による令和 年度信用保証料補給金の交付申請、請求
及び受領に関する一切の権限

あっせん交付日以降の日付を記入してください。

令和 年 月 日

住 所
(委任者)
氏 名

法人の場合、役職も記入してください。

印

住 所
(受任者)
氏 名

金融機関名、所在地、本・支店名、役職、氏名を記入してください。

印

※代理人には、支店長名まで記載のこと。

H30.4.1～

VIII. 請求書

(様式4)

請 求 書

日付は空白でお願いします。

令和 年 月 日

帯広市長 米 沢 則 寿 様

申請者

住 所

金融機関名

代表者氏名

役職も記入してください。

印

請 求 金 額 ￥ 円

ただし、帯広市中小企業振興融資資金の借入に伴う保証料補給金として、上記金額を請求します。

※ 保証料補給金額内訳

資 金 名 保 証 番 号	企 業 者 氏 名 代 表 者 氏 名	住 所	補 給 金 額 交 付 決 定 額
資金名は正式名称でご記入ください。 例 小企業小口資金、セーフティーネット資金			
	法人の場合、役職も記入してください。		

IX. 帯広市中小企業振興融資 融資条件変更申請書兼承諾書

必ず記入してください。				申請日 令和 年 月 日				
帯広市中小企業振興融資 融資条件変更 申請書兼承諾書								
帯広市長 米沢 則寿 様				金融機関名 代表者職氏名 (担当者)				
役職も記入してください。								
帯広市中小企業振興融資に係る条件変更について、以下のとおり申請します。								
債務者	(フリガナ)				(フリガナ)			
	企業名(屋号)				代表者職氏名			
	事業所住所	〒 TEL ー	自宅住所 (個人のみ)			〒 TEL ー		
当初貸付条件	資金種別	資金 (あっせん番号)			当初融資額	円		
	貸付年月日	年 月 日			最終支払年月日	年 月 日		
	据置期間	年 月 日～ 年 月 日			短期一括返済	年 月 日 一括返済		
	返済期間	月			融資利率	%		
	割賦返済元金	円			最終返済元金	円		
※「短期一括返済」及び「返済期間」欄は当初、それぞれの条件を設定していた場合のみ記載								
変更内容	変更前				変更後			
	変更年月日	年 月 日			変更予定年月日	年 月 日		
	融資残高	円			融資残高	円		
	返済期間	ヶ月			返済期間	ヶ月		
	返済開始日	年 月 日			返済開始日	年 月 日		
	返済日	毎月 日			返済日	毎月 日		
	最終支払日	年 月 日			最終支払日	年 月 日		
	融資利率	%			融資利率	%		
	据置期間	年 月 日～ 年 月 日			据置期間	年 月 日～ 年 月 日		
	短期一括返済	年 月 日 一括返済			短期一括返済	年 月 日 一括返済		
	割賦返済元金	円			割賦返済元金	円		
	最終返済元金	円			最終返済元金	円		
	その他変更事項				その他変更事項			
	条件変更に至るまでの経緯及び経営改善に向けた今後の取組み							
(添付書類) ①法人: 決算書2 期分 個人事業主: 確定申告書2 期分 ②経営改善計画書など								
認第 号								
上記の申請内容のとおり承認します。								
令和 年 月 日								
帯広市長 米沢 則寿								

X. 帯広市中小企業振興融資 融資条件変更報告書

必ず記入してください。 申告日 令和 年 月 日

帯広市中小企業振興融資 融資条件変更 報告書

帯広市長 米沢 則寿 様

金融機関名
本・支店名

認定書に記載の番号を記入してください。

認第【 】で承認のあった条件変更について、次の通り報告します

法人の場合、役職も
記入してください。

債 務 者	(フリガナ)		(フリガナ)	
	企業名(屋号)		代表者職氏名	

下記のどちらかを選択(□欄に✓又は、■をご記入)し、必要事項をご記入ください。

☐ 実行

実行日(変更日) 令和 年 月 日

☐ 不実行

〈理由〉

お問合せ先

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎7階

電話 (0155) -65-4165 (直通)